

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

いる社員・いない社員

(プレジデント 2018. 4. 30 号より)

4 月に入社して、5 月の連休明けに出勤しなくなる人を 5 月病という... プレジデント 4. 30 号<いる社員・いない社員>よりどんなことが書いてあるのか読んでみました。AI の発達により、少ない人員で大きな成果を挙げようと業務プロセスの見直し、人の仕事を AI やロボットで代替出来ることが分かってきました。その例が以下の通りです。

【AI・ロボットに代わられる主な仕事】

- 電話営業員、飛び込み営業員、タクシー運転手、医療事務員、小売り営業員、保険契約の審査員、保険営業員、銀行窓口係、税務申告書作成者、手縫い裁縫師、経理担当者、不動産ブローカー、データ入力者、レジ係、クレジットカードの審査員、ローン審査員、モデル、法律事務所の事務員、秘書

(1) なんと、経理担当者や税務申告書作成者、税理士はいらなくなるかもしれません!? 税理士、公認会計士の受験者数が減少しているのは将来を見越してでしょうか。→私(西田)は人間の感情判断等では AI に勝てると思いますのでなくならないと思っていますが、機械が代替できない創造的な領域の仕事は生き残ると考えますから、そのような人間になるように今後も努力していきます。AI にできないことをしていくか、AI を上手に使うことを目指します。

(2) 銀行窓口係が出ていますが、低金利時代だと銀行の経営は金利ではなく、振込手数料や保険業務、信託業務、M&A 等のコンサル業務で稼いでいるのではないのでしょうか。それ故に、人手過剰でリストラしなければやっていけません。

【メガバンク 3 行 人員・業務削減計画】

- みずほ 2026 年度までに 1 万 9000 人削減
三井住友 2020 年度までに 4000 人分の業務を削減
三菱 UFJ 2023 年度までに 9500 人分の業務を削減

銀行に代わるものとして、「アリババが金融の世界を制覇する日」が実現する中国ではスマホ決済が超速で進んで、アリババ系のモバイル決済システム(アルipay)の利用者は 5.2 億人、 Tencent 系の「ウィーチャットpay」の利用者は 9.8 億人です。アリババは、アルipayのビッグデータと AI を活用して事業者向けの融資を始めたそうです。→実現されれば、先進国の大銀行は一瞬にして吹き飛んでしまうのではないのでしょうか。

AIに勝つ人財とは

(3) 必要な人財(いる社員)は次のような人です。求む人財

①仕事の考え方

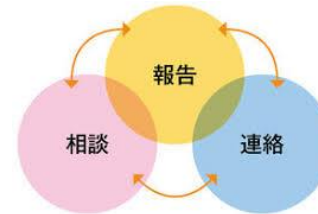
- 1. すすんでするのが人の上 人財
自分で考えて自分で成果を挙げられる人
2. 真似してするのが人の中 人材
言われたことなら自分でやりきれる人
3. 言われてするのが人の下 人在
言われたことを言われた通りにやるだけの人
4. 言われてせぬのが人の屑 人罪
言われたこともできないのに不満が多い人

②報連相 これだけはやりなさい

- 1. 報告 上司の関心ごとに合わせてするもの 報告は義務なり
2. 連絡 相手の欲しいことを、欲しい時に伝えること
連絡は気配りなり
3. 相談 人の力を借りて、自分が成長するチャンス
相談は問題解決なり

③報告 仕事は報告して初めて完了

- 1. すぐに報告
2. 結論から報告
3. 悪い報告ほど早く
4. 中間報告もすること



④5S これだけはやりなさい(職場の乱れは心の乱れ)

- 1. 整理 思い切って捨てる
2. 整頓 安全性、美観も考慮
3. 清掃 隅や裏まで手を抜かず
4. 清潔 きれいな状態を維持
5. 躰 管理者の率先垂範で



⑤人財になるための 7 つの条件

- 1. 明るく元気なあいさつができる
2. 言われなくても自分で考え、行動できる
3. 人がイヤがることでも、進んで取り組める
4. 常に「どうしたらできるか?」を考える
5. 仕事の納期をキチンと守ることができる
6. ミスやクレームなどの報告をすぐにできる
7. 人が見ていなくても、手を抜かずに仕事ができる

(4) これからの未来税務会計事務所の目指す方向

- 1. 超高齢化で需要が高まるため、ウエット(義理・人情・感情)な信頼関係での税務会計経営の相談等、事業承継、後継者対策、相続税対策。
2. AI には絶対無理なこと。会社のミスは経営者トップが謝罪する。責任をとること。何よりもウエットな信頼関係を重視します。

軽減税率制度 ~8%? 10%?~

消費税の軽減税率制度が平成 31 年 10 月 1 日より実施されます。

軽減税率の対象品目は、①酒類・外食を除く飲食料品と②週 2 回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)です。飲食料品は、食品表示法に規定する食品(酒類を除く。)をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は対象に含まれません。一体資産とは、おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっているものです。この場合、税抜価額が 1 万円以下であって、食品の価額の占める割合が 2/3 以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

4 月 10 日の税制改正セミナーにて、軽減税率の具体事例を用いたクイズをしましたので一部ご紹介します。

Table with 3 columns: 内容 (Content), 10%, 8%. Rows include items like 水道水, ミネラルウォーター, ファーストフード店での店内食事, etc.

事業承継税制の特例創設

中小企業の事業承継が国の重要課題となる中、後継者への自社株贈与・相続時の贈与税・相続税を猶予する事業承継税制に「特例」が創設されました。

この「特例」により事業承継税制は従来に比べ大幅に活用しやすくなりました。事業承継に向けた備えとして、是非活用をご検討ください。

■「特例」のポイント

従来は納税猶予対象となる株式は最大でも 53% でしたが、全株式について納税猶予対象とすることが可能となりました。また雇用確保要件も実質的に撤廃されました。

	現行制度	特例
納税猶予となる株式数上限	2/3	撤廃
納税猶予割合	80%	100%
対象者	1 人の先代経営者から 1 人の後継者へ贈与・相続する場合のみ	親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大 3 人）への承継も対象とする
廃業・売却時の税額計算	承継時の株価を基に課税⇒承継後に株価が下落しても承継時の株価で評価されてしまう	売却額や廃業時評価額を基に課税
雇用確保要件	税制適用後、5 年間で平均 8 割以上の雇用維持できなければ猶予打切	左記要件未達成でも猶予継続可能（認定支援機関の指導助言が必要）

■特例活用のための手続き

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日の間に、「特例承継計画」を都道府県に提出し、10 年以内（平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日）に事業承継を行うことが、本特例を受けるための条件となっております。

なお、「特例承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成する必要があります。当事務所は認定経営革新等支援機関として指定を受けておりますので、本特例の活用をご検討のお客さまは担当者までご相談ください。

アンケートご協力ありがとうございます！

先月号にて、ニュースのアンケートを送付しました。アンケートにご協力いただいた皆様、貴重なご意見を誠にありがとうございます。今後のニュースに是非活用させていただきます。ニュースの配信頻度については、毎月をご希望されている方が多かったので、従来同様に毎月配信と致します。**※電子メール配信をご希望の方には、次号より電子メールにて配信させていただきます。**また、これからアンケートを送ろうと考えておられる方、送ったが訂正したい方、引き続き郵送、FAX、電話等で承りますのでお気軽にお申し付け下さい。



無料個別相談会を開催します！

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催します。

日時：平成 30 年 5 月 16 日 (水)

①11:00~12:00 ②13:00~14:00

③14:00~15:00 ④15:00~16:00



※上記の時間帯は先着順での受付となるためご希望の時間帯に沿えない場合がございます。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加くださいませ。

※詳しくは別紙にて

相続セミナーを開催します！

終活や相続について様々な疑問にお答えします。

日時：平成 30 年 6 月 14 日 (木)

時間：10:00~11:00 (受付開始 9:45 より)

場所：男女共同参画センターはあもにい研修室 B

(熊本市中心区黒髪 3 丁目 3 番 10 号)

定員：先着 20 名様 ※要予約

備考：参加費 1,000 円



※詳しくは別紙にて

企業シリーズ 254



私たち「お茶の野口園」は、御船町の一番山の上、標高 600m の吉無田高原で日本茶の栽培・製造・販売を行っています。

高原特有の寒暖差のある気候に育まれた香りとお茶の清涼感のあるさっぱりとした後味が私たちのお茶の特徴です。

雄大な阿蘇の麓、清らかな水と空気に育まれた高原のしずく…そんな吉夢田高原茶をご家庭で、また熊本土産として是非お楽しみください。



〜一葉一会〜いちよういちえ〜
葉っぱの一枚一枚、お茶の一杯一杯に

【お問合せ】最高のおもてなしを〜

住所：〒861-3323 上益城郡御船町田代 6590

電話番号：096-284-2733

ホームページ：<http://www.noguchi-en.com/>

お茶の野口園

検索



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
<http://miraizeimu.com/>